

→ 住宅リフォーム経費の10%を助成

佐世保市住宅リフォーム緊急支援事業

本市では、市内経済の活性化と市民の住環境の維持・向上を目的として、以下の内容で、住宅リフォームに関する補助事業を実施します。この事業は、助成額が予算額に達した時点で終了になりますので、対象になる場合は、早めに申請してください。対象工事の内容、申請手続きなど、詳しくはお尋ねください。

募集開始

4月1日(金)～ ※予算額に達した時点で終了。

対象者

住宅の所有者で、現在、その住宅に居住している市民
※国、県、市などの類似の住宅リフォーム関連支援事業と併用して申し込むことはできません。本事業の利用は1対象者につき1回限りです。詳しくはお尋ねください。

対象住宅

- ①一戸建ての住宅(店舗と併用の場合は、住宅部分だけ)
- ②マンション等の共同住宅(専有部分だけ。賃貸住宅は対象外)

対象工事

次の両方に該当するもの

- ①住居部分にかかる税込み20万円以上のリフォーム工事で、市内に事業所を有する事業者が施工するもの
※着工後の工事は対象外です。
- ②来年3月30日(金)までに実績報告書(工事完了報告書)が提出可能な工事

対象経費

- ①リフォームに要する費用
- ②家庭用電化製品・設備の設置に伴う工事(工事部分だけが対象)
※造園工事、門扉・駐車場・外構工事など住居部分と見なされない部分は対象外です。

助成額 工事額の10%(上限10万円)

☎産業振興課 ☎24-1111



→ 休日に窓口業務を行います

3月21日、27日、4月3日 窓口を臨時に開庁します

引っ越しシーズンに伴う窓口の混雑緩和と、平日に届け出ができない人などのため、下記のとおり市役所本庁舎と中央保健福祉センター(すこやかプラザ)の一部を、休日に臨時開庁します。ご利用ください。

開庁日 3月21日(月・祝)、27日(日)、4月3日(日)

開庁時間 9時～17時

窓口	取り扱い業務
戸籍住民課(本庁舎1階)	転入・転出に伴う住民異動届、戸籍届、各種証明書の交付、印鑑登録 ※住基カード・広域交付住民票・電子証明の取り扱いはできません。
医療保険課(本庁舎1階)	遠隔地の保険証交付
保険料課(本庁舎1階)	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者保険料の賦課、納付相談
市民税課(本庁舎2階)	所得課税証明書等の交付
学校教育課(本庁舎11階)	学籍業務(新小学1年生・新中学1年生の就学通知書の交付、指定外通学の相談)
長寿社会課(すこやかプラザ3階)	要介護認定申請の受付、介護保険受給資格証明書の発行

窓口	取り扱い業務
子ども支援課(すこやかプラザ4階)	子ども手当、児童扶養手当、乳幼児・母子・寡婦福祉医療、保育所入所相談
子ども保健課(すこやかプラザ4階)	妊婦健康診査受診票、乳幼児健診票の交換、各乳幼児健診等の案内

※各支所・行政センターは、臨時開庁の対象ではありません。
※ほかの関係機関へ問い合わせが必要な手続きは、その日のうちに完結できない場合がありますので、ご了承ください。

本人確認書類の提示を

各種証明書の請求や届け出をするときは、運転免許証などの「本人確認書類の提示」が必要です。代理人の場合は、「代理人の本人確認書類」と「請求者本人の委任状」が必要です。ご注意ください。
週半ば「8時30分から10時」「15時以降」がおすすめ
3月中旬から4月中旬は、異動シーズンで窓口が大変混雑します。週初めは特に混んでおり、週半ばの「8時30分～10時」「15時以降」の時間帯が比較的すいています。「休日・夜間申請受付ボックス」や「電話予約による時間外交付サービス」も行っていますので、ご利用ください。

☎戸籍住民課 ☎24-1111

→ 資産税課からのお知らせ

土地・家屋など固定資産に関するお知らせ

固定資産税にかかる土地・家屋価格等の縦覧・閲覧

①帳簿の縦覧

とき 4月1日(金)～5月2日(月)の土・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分

ところ 資産税課、各支所・行政センター
※支所と行政センターは管内分だけ。

内容 土地や家屋の平成23年度の固定資産税の基礎となる評価額が記載された縦覧帳簿を見ることが出来ます。

対象 納税者とその同居家族、納税管理人、代理人(委任状が必要)

②台帳の閲覧

とき 4月1日(金)～来年3月30日(金)の土・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分

ところ 資産税課、各支所・行政センター

内容 平成23年度の固定資産税(土地・家屋・償却資産)の評価額等が記載された課税台帳を閲覧できます。

対象 納税義務者とその同居家族(5月3日以降は委任状が必要)、納税管理人、代理人(委任状が必要)、借地・借家人(対象物件だけ。賃貸借契約書等が必要)

※①②の手数料は原則無料です(②は5月3日から有料)。
※窓口では本人確認のため、運転免許証や健康保険証などの身分証明書の提示が必要です。また納税通知書や課税明細書をお持ちの人は持参してください。

③不服審査の申し出

固定資産税の納税者で、課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、4月1日から固定資産評価審査委員会へ文書による申し出ができます。申し出の期間は、納税通知書到達後60日間です。ただし、土地・家屋については、基準年度以外の年は、地目変更等があった土地や、新・増築等があった家屋に限られます。詳しくはお尋ねください。

土地の路線価格と標準宅地の価格を公開

とき、ところ 4月1日から資産税課で

身体障がい者等の軽自動車税の減免

身体障害者手帳などを所有し、一定の条件を満たす人は、次の期間に申請すると、軽自動車税の減免が受けられます。手続きなど詳しくはお尋ねください。
申請期間 4月1日(金)～5月31日(火)

☎資産税課 ☎24-1111

九十九島債に関する説明会

市の施設整備に必要な資金を直接、市民の皆さんから公募する「九十九島債」に関する説明会を開催します。今回で4回目となる九十九島債は、昨年10月にオープンした佐世保市総合教育センターの建設資金として、4月に発行します。説明会では、総合教育センターの紹介のほか、佐世保のまちづくり・財政状況などにも触れ、終了後はプラネタリウムなどの体験見学を行います。九十九島債は、この説明会の出席の有無に関わらず購入することができますが、皆さんの多数のご来場をお待ちしています。

とき 3月24日(木) ①説明会(19時～20時)、
②プラネタリウム体験(20時～、1回20分の入れ替え制)

ところ 佐世保市総合教育センター(保立町12-31)

参加料 無料

申し込み 不要

定員 100人(当日、先着順で、定員になり次第、締め切ります。受付開始18時30分～)

☎財政課 ☎24-1111

「佐世保市汚水処理方針」のご意見募集

本市では、より効率的、経済的な汚水処理施設整備を進めるため、長崎県汚水処理構想の見直しに合わせ、「佐世保市汚水処理方針(案)」を策定しました。皆さんの意見を広くお聞きするため、以下の場所で素案を公開しますので、ご協力をお願いします。

募集期限 3月22日(火)必着

閲覧場所等 上下水道建設課、水産課、環境センター、各支所・行政センター、市ホームページ

意見書提出 住所・氏名・連絡先を明記し、①～⑤のいずれかの方法で提出を。様式は自由です。

①市ホームページ(ご意見募集「パブリックコメント」)

②Eメール suiken@city.sasebo.lg.jp

③郵送 〒857-0028 八幡町4番8号

佐世保市水道局上下水道建設課あて

④ファクス 25-9685(水道局)

⑤上下水道建設課、水産課、環境保全課へ持参

☎水道局上下水道建設課 ☎24-1151